

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 <u>一般席で傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で市議会本会議傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手続は、先着順に行うものとする。ただし、第4条の定員を超える傍聴人がある場合は、議長はその手続を中止することができる。</u></p> <p>3 <u>傍聴人は、第1項に規定する手続を行った日に限り、傍聴することができる。</u></p> <p>4 <u>傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。</u></p> <p>5 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。</u></p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 <u>会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、その代表者又は責任者が、その団体の名称、自らの年齢及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。</u></p> <p>3 <u>報道関係者及び伊勢市職員で、議長から傍聴証の交付を受けたものは、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。</u></p>
	<p>(傍聴証の交付及び返還)</p> <p>第4条 <u>傍聴証は、会期ごとに交付する。</u></p> <p>2 <u>傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。</u></p>
<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第4条 <u>傍聴人の定員は、一般席31人（うち車椅子席2人）とする。ただし、議長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。</u></p>	<p>(傍聴人の定員)</p> <p>第5条 <u>傍聴人の定員は、32人とする。</u></p>
<p>(議場への入場禁止)</p> <p>第5条 <u>傍聴人は、議場に入ることができない。</u></p>	<p>(議場への入場禁止)</p> <p>第6条 <u>傍聴人は、議場に入ることができない。</u></p>
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第7条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 <u>児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p>

<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p><u>第7条 傍聴人は、傍聴席に在るときは、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u></p> <p><u>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p><u>(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</u></p> <p><u>(4) 飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p><u>(5) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p>	<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p><u>第8条 傍聴人は、傍聴席に在るときは、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</u></p> <p><u>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</u></p> <p><u>(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</u></p> <p><u>(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 飲食又は喫煙をしないこと。</u></p> <p><u>(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p>
	<p><u>(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)</u></p> <p><u>第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。</u></p>
<p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。</u></p>	<p>(傍聴人の退場)</p> <p><u>第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。</u></p>
<p>(係員の指示)</p> <p><u>第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。</u></p>	<p>(係員の指示)</p> <p><u>第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。</u></p>
<p>(違反に対する措置)</p> <p><u>第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</u></p>	<p>(違反に対する措置)</p> <p><u>第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</u></p>